

船舶事故調査報告書

令和6年12月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年3月21日 06時30分ごろ～08時ごろの間） （死亡時刻：3月21日 11時34分（搬送された病院で医師により死亡が確認された時刻））
発生場所	不明（青森県風間浦村 ^{いこくま} 易国間漁港東方沖）
事故の概要	漁船第二盛漁丸 ^{せいらりょう} は、操業の目的で出港した後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二盛漁丸、1.1トン AM3-35709（漁船登録番号）、個人所有 6.34m (Lr) × 1.93m × 0.75m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成4年3月7日 (写真1 参照) 
乗組員等に関する情報	船長 49歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年7月13日 免許証交付日 令和2年1月29日 (令和7年7月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）

<p>損傷</p>	<p>なし</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、視界 良好 海象：水温 約8℃</p> <p>気象庁の沿岸波浪実況図によれば、3月21日09時の沿岸代表である津軽海峡（太平洋側）（北緯41°40′東経141°40′：本船の発見場所から東北東方約30海里（M））の波向、波高、風向及び風速の状況は、波向が東、波高が2.1m、風向が北、風速が16ノット（約8.5m/s）であった。</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船（和船型の船外機船）は、船長が1人で乗り組み、まず一本釣り漁の目的で、令和6年3月21日05時30分ごろ、易国間漁港を出港した。</p> <p>本船と同じ漁業協同組合に所属する漁師は、06時30分ごろ、易国間方面から風間浦村焼山崎北東方1.5M付近にやって来て、その後、引き返していく本船を見掛けた。</p> <p>本船と同じ漁業協同組合に所属する別の漁師は、易国間漁港東方沖において操業中、08時ごろ、易国間方面に向かって西進している本船を見掛けたが、人の姿がないように見え、不審に思い、併走して確認したところ、無人の状態であったので、その旨を他の漁師などに連絡した。</p> <p>無人の状態で航行しているところを発見した乗組員の1人は、本船に移乗して操船を行い、船長の搜索活動に当たった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者は、本事故の発生を海上保安庁に通報するとともに、他の僚船に行方が分からない船長の搜索を依頼した。</p> <p>船長は、09時16分ごろ搜索に当たっていた漁師によって救命胴衣を着用して仰向けの状態で漂流しているところを発見され、その後、救助に向かった別の漁師に引き揚げられて易国間漁港に帰港し、救急車で青森県大間町内の病院に搬送されたが、11時34分医師により死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体に他船との衝突痕や船外機のプロペラにロープ等が絡んだ形跡はなく、また、発見時、船尾甲板には釣り竿が立て掛けられていたが、漁獲物はなかった。</p> <p>本船は、船尾甲板から舷縁までの高さが約0.4mであった。</p> <p>船長の親族によれば、本事故当日の朝に船長と電話で会話をした際には、変わった様子は感じなかった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者によれば、本事故当日は波がやや高い状況であり、和船型の船外機船で沖合まで航行していたのは本船のみであった。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合の担当者は、高い波などを受けて船体</p>

	<p>に動揺が生じた際、船長が体のバランスを崩して落水した可能性があるのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長の携帯電話は防水型ではなく、また、本事故後、本船の甲板上で見付かった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、06時30分ごろ、焼山崎北東方1.5M付近で航行中のところを目撃された後、08時ごろ、易国間漁港東方沖で無人の状態 で航行しているところを発見されたことから、この間において落水した ものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が航行中に高い波などを受けて船体に動揺が生じた際 に体のバランスを崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者 がおらず、船長が死亡しており、落水した際の状況を明らかにする ことはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が操業の目的で出港した後、船長が落水して溺水した ことにより発生したものと考えられる。船長は、本船が航行中に高い 波などを受けて船体に動揺が生じた際に体のバランスを崩して落水 した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が死亡して おり、落水した際の状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、 次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、船舶の^{たん}堪航性を考慮して出港の可否を慎重に 判断するとともに、安全な航行に不安を感じる場合には出港を控 えること。 ・ 舷縁の低い小型船舶に乗り組む船長は、船体動揺に備えて、重心 を低くするなど、安全な姿勢を確保すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、落水等の緊急時の連絡手段と して、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行 することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

